

ふじみ野市空家等対策の推進に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。</u></p> <p>(<u>管理不全空家等又は特定空家等の情報提供</u>)</p> <p>第6条 市民は、<u>管理不全空家等又は特定空家等</u>があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>(空家等対策計画の策定)</p> <p>第8条 市は、<u>法第7条第1項</u>の規定により、ふじみ野市空家等対策計画を定めるものとする。</p> <p>(協議会の設置等)</p> <p>第9条 市は、<u>法第8条第1項</u>の規定により、ふじみ野市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(措置命令)</p> <p>第13条 市長は、<u>法第22条第3項の規定による命令をする</u>ときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(緊急安全措置)</p> <p>第14条 市長は、<u>管理不全空家等又は特定空家等の状態</u>に起因して、人</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(<u>特定空家等の情報提供</u>)</p> <p>第6条 市民は、<u>特定空家等</u>があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>(空家等対策計画の策定)</p> <p>第8条 市は、<u>法第6条第1項</u>の規定により、ふじみ野市空家等対策計画を定めるものとする。</p> <p>(協議会の設置等)</p> <p>第9条 市は、<u>法第7条第1項</u>の規定により、ふじみ野市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(<u>特定空家等に対する措置</u>)</p> <p>第13条 市長は、<u>法第14条第3項の措置を命じる</u>ときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(緊急安全措置)</p> <p>第14条 市長は、<u>特定空家等の状態</u>に起因して、人の生命、身体若しく</p>

の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、これを回避するため必要な最小限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を講ずることができる。

- 2 緊急安全措置を講ずる場合で、当該管理不全空家等又は特定空家等の敷地内に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等から徴収することができる。

は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、これを回避するため必要な最小限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を講ずることができる。

- 2 緊急安全措置を講ずる場合で、当該特定空家等の敷地内に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該特定空家等の所有者等から徴収することができる。